

介護
補償

介護の補償

単品
OK割引
約**48%**
団体割引 20% 損害率による割引 35%

特 長

突然介護が必要な状態になった場合に一時金300万円をお支払いします。

- 公的介護保険制度に基づく **要介護2** 以上の認定を受けた場合または

東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が **90日を超えて継続** した場合に、**保険金(一時金)** をお支払いする独自基準追加型の補償です。

- 年齢が **満40歳以上満84歳以下** (2022年10月1日時点)

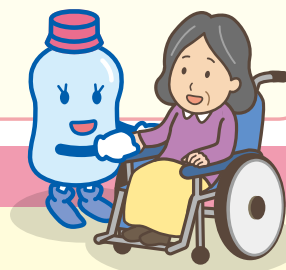
の方が介護補償の対象になります。

- ご加入の際、**医師の診査はありません。**

(加入依頼書の質問欄に介護補償の対象となる方の健康状態を、対象となる方に代わって、加入者本人(東洋製罐グループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員、退職者)が告知することができます。健康状態によってはお引き受けできない場合がございます。)

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険料は更新時
(毎年10月1日時点)
の年齢により、
5歳刻みで変更となります



ご参考 公的介護保険制度の特徴

特徴①: 40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!

特徴②: 40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

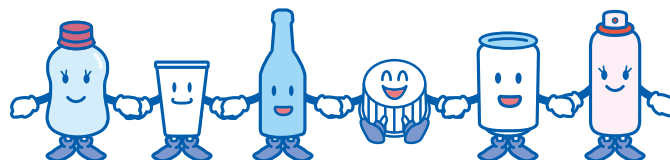
⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は、給付の対象外!

※公的介護保険制度の詳細については、後記「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

「独自基準追加型」とは?

「独自基準追加型」とは

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が独自に定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合についてはP26～27をご覧ください。

保険金額・保険料表（1名につき）

保険の対象となる方についてはP.8の 図2 をご覧ください。

タイプ名 (独自基準追加型要介護2)			K
保険金額			300万円
月払保険料	年 齢	40～44歳	30円
		45～49歳	60円
		50～54歳	120円
		55～59歳	240円
		60～64歳	500円
		65～69歳	1,040円
		70～74歳	2,180円
		75～79歳	4,770円
		80～84歳	10,980円

※ 保険料は、被保険者の年齢(団体契約の始期日(2022年10月1日)時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	65歳以上	40歳以上64歳以下*1	39歳以下
被保険者	第1号被保険者	第2号被保険者	被保険者ではない
受給要件	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	対象外

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。